

他社による継続雇用制度の導入のご案内

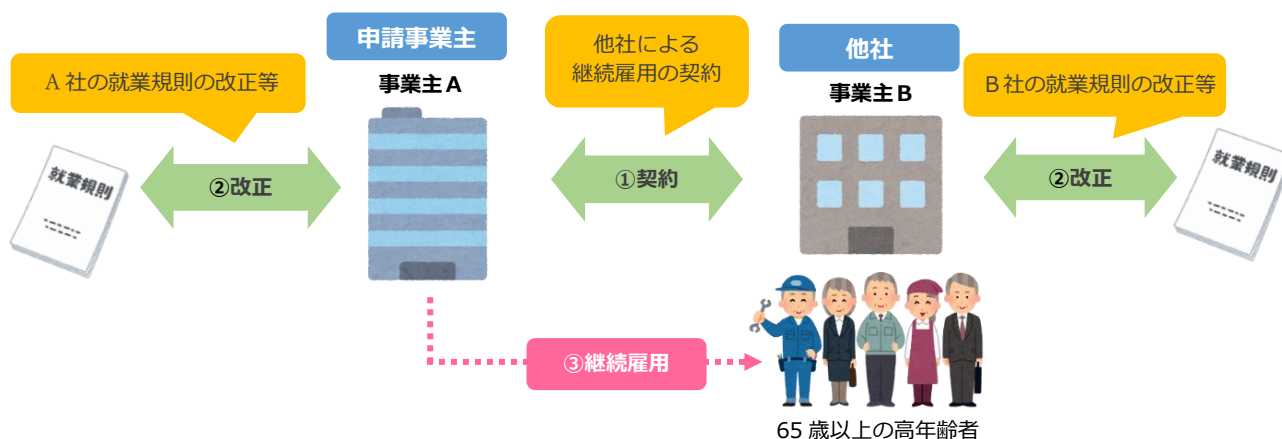
令和3年4月より、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部が改正され、70歳までの就業機会の確保（高年齢者就業確保措置）が努力義務となりました。高年齢者就業確保措置の一つとして70歳までの継続雇用制度の導入が設けられ、雇用の範囲が他社にまで広げられたことから、令和3年4月より、65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）においても「他社による継続雇用制度の導入」が助成対象となりました。

1 制度概要

他社による継続雇用制度の導入に対する助成とは、申請事業主（以下「事業主A」という。）の雇用する65歳以上の高年齢者が定年後または継続雇用年齢の上限に達した後に事業主Aが他の事業主（以下「事業主B」という。）との間で、事業主Bが引き続き雇用する契約を締結し、当該契約締結に基づき、高年齢者の雇用を確保する継続雇用制度の導入又は当該制度により定められた継続雇用年齢の引上げを実施した場合、事業主Aに対して助成するものです。

2 実施の流れ

実施の大まかな流れの例については以下のとおりです。



① 事業主Aと事業主Bとの契約の締結

「事業主Aの雇用する65歳以上の高年齢者が定年後または継続雇用の上限に達した後に引き続き雇用されることを希望する者を、事業主Bが引き続いて雇用すること」を約する契約を締結します。

② 就業規則の改正等

事業主A、事業主Bは法令に基づく手続きを経てそれぞれ就業規則等を改正します。

③ 事業主Bにおける継続雇用

事業主Bは、事業主間の契約締結に基づき、事業主Aの従業員を継続雇用することとなります。

※本助成金では制度の導入まで（①から③）を確認しますので、①から③までの実施が確認できれば助成対象となります。

3 支給額

受け入れ先である事業主Bにおいて、事業主Aの雇用する65歳以上の者をその定年後もしくは継続雇用終了後に引き続いて雇用する継続雇用制度の導入又は継続雇用年齢の引き上げの実施に応じて以下の額を支給します。

実施した制度 引上げ年齢	継続雇用制度の導入			
	66～69歳		70歳以上	
対象 被保険者	希望者全員	対象者基準あり	希望者全員	対象者基準あり
1～3人	20万円	16万円	32万円	30万円
4～6人	30万円	26万円	50万円	45万円
7～9人	50万円	40万円	85万円	75万円
10人以上	70万円	60万円	105万円	100万円

- ※ 支給対象となる継続雇用制度の導入とは、希望者全員継続雇用制度又は対象者基準に該当した者を対象とした継続雇用制度を指します。また、既に対象者基準に該当した者を対象とした66歳以上の継続雇用制度を導入した事業主が、新たに希望者全員継続雇用制度を導入した場合を含みます。
- ※ 制度実施日の前日までに就業規則等の70歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度を定めていた事業主が、新たに制度を実施した場合は、制度実施日の前日までに定めていた事業主が対象者基準に該当した者を対象とした制度であり、かつ希望者全員を70歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度を新たに導入したことに限ります。

注意

本助成金は、制度の実施を行った事業主に対し、国の予算の範囲内で支給します。段階的な就業規則の改正等により、事業主Aが2回目の支給申請を検討する場合は、必ず手引き12ページをご確認ください。

4 支給要件

支給要件については以下のとおりです（「手引き」の表示がある項目については支給申請の手引きを併せてご覧ください。）。

（1）雇用保険の適用事業主

事業主A及び事業主Bが雇用保険の適用事業主であること。

（2）他社による継続雇用制度の導入に係る申請事業主と他社の契約

事業主Aと事業主Bとで、事業主Aの雇用する65歳以上の高年齢者で定年後または継続雇用後に引き続き雇用されることを希望する者を事業主Bが引き続いて雇用することを約する契約を締結していること。

(3) 制度の導入及び他社における継続雇用年齢の引上げ

事業主Aにおいては、65歳以上の高齢者に関し、他社による継続雇用がある旨を事業主Aの就業規則等で規定していること。
事業主Bにおいては、事業主Aに雇用されていた65歳以上の高齢者を引き続いて継続雇用する制度を就業規則等で規定していること。

(4) 労働基準監督署等への届出

手引き P.47

事業主Aと事業主Bのそれぞれが、改正前及び上記(3)の改正後の就業規則について、労働基準監督署または所轄地方運輸局長（運輸管理部含む。）（以下「労働基準監督署等」という。）へ届出がされていること。

(5) 高齢者雇用安定法の遵守

手引き P.32

- ① 上記(3)の制度の実施日から起算して6か月前の日から支給申請日前日までの間に、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高齢者雇用安定法」という。）第8条又は第9条第1項の規定と異なる定めをしていない事業主であること。
- ② 高齢者雇用安定法第9条第1項に規定する高齢者雇用確保措置を講じていないことにより、高齢者雇用安定法第10条第2項に基づき、雇用確保措置を講ずべきことの勧告を受けていない事業主であること及び高齢者雇用安定法第10条の2第4項に規定する高齢者就業確保措置を適切に講じていないことにより、高齢者雇用安定法第10条の3第2項に基づき、当該就業確保措置の是正に向けた計画作成勧告を受けていない事業主であること（勧告を受け、支給申請日の前日までに是正を図った場合を含む）。

※②は事業主Aのみの要件となります。

(6) 対象被保険者

手引き P.23

支給申請日前日において事業主Aに1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者であって、事業主A、事業主Bの就業規則に規定された他社による継続雇用制度の適用者が1人以上いること。

(7) 高齢者雇用等推進者の選任、高齢者雇用管理に関する措置の実施

手引き P.26

事業主A及び事業主Bが支給申請日の前日において高齢者雇用等推進者の選任（高齢者雇用安定法第11条）に加え、高齢者雇用管理に関する措置を実施していること。

(9) その他申請事業主（事業主A）に関する要件

- 助成金の支給又は不支給の決定に係る審査及び支給決定後においても適正支給のための調査に必要な書類等を機構の求めに応じ提出、提示又は現況確認に協力する等、審査及び調査に協力する事業主であること。
- 申請期間内（制度実施日の属する月の翌月から起算して4ヶ月以内の各月月初から15日まで）に申請を行う事業主であること。

5 制度導入にあたっての留意点

(1) 申請事業主と他社の契約

上記4(2)に係る契約書は以下の内容が確認できることが必要です(契約書の作成例については13ページを参照)。

下記①～③について契約書の内容で確認できること。

- ① 対象となる高年齢者は、事業主Aの雇用する65歳以上の高年齢者で定年または継続雇用制度において設定した年齢の上限に達した者であって引き続き雇用されることを希望する者であること。
- ② ①の者について事業主Bが引き続いて雇用すること。
- ③ 在籍出向ではないこと。

(2) 他社の継続雇用年齢の引上げの留意点

制度導入にあたっては、事業主Bにおいて制度改正の前後で、事業主Aによる継続雇用制度の年齢が引き上げられていること、事業主Bにおいて制度導入前の定年年齢(旧定年年齢)を上回る66歳以上の年齢まで、事業主Aの希望者全員を継続雇用する制度を新たに導入すること、事業主Bにおいて旧定年年齢を上回る66歳以上の年齢まで、事業主Aの対象者基準に該当した者を対象とした継続雇用制度を新たに導入することが必要です。

なお、事業主Bにおいて、制度改正前に自社の従業員が適用される継続雇用制度が導入されている場合、当該継続雇用制度の継続雇用年齢のうち、最も高いものを上回り、かつ66歳以上の継続雇用制度の導入であることが必要です。

- ※ 事業主Aの就業規則に規定した「他社による継続雇用制度」と事業主Bの就業規則に規定した「他社による継続雇用制度」は同じ継続雇用制度である必要があります。
- ※ 継続雇用年齢の引上げを実施する場合、引上げ後の年齢は、既存の他社による継続雇用年齢を上回っている必要があります。

6 併給調整

助成金の支給を受けることができる事業主Aが、同一の事由により、他の国又は地方公共団体等の補助金等の支給を受けた場合には、当該支給事由によっては、助成金は支給しません。(手引き40ページ)

なお、事業主Bにおいて、新たに自社の定年引上げ等を措置する場合は、同一行為となりませんので、事業主Bの自社の定年引上げ等としての申請が可能ですが、事業主Aの申請において提出された就業規則等申請書類の審査が完了するまでは、申請を頂いても通常より審査期間が延長する可能性があります。事業主Bにおいて申請を検討する場合は、「事業主Aが他社による継続雇用制度の申請を提出している」旨ご相談いただきますようご協力をお願いいたします。

支給申請の流れ、助成金を受給できない事業主、助成金の返還、代理人等の取扱い、不正受給の防止等については支給申請の手引きをご覧ください。

7 提出書類

- 支給申請にあたっては、次の書類を提出してください。一部の書類は事業主Aが事業主Bから取り寄せる必要がありますのでご注意ください。
- 申請書等に不明な点がある場合、助成金の支給はできません。
- 持参又は郵送による提出書類については都道府県支部で受理後、1部を事業主控えとしてお返しします。
- マイナンバー（個人番号）の記載がある書類は、黒塗りするなどしてマイナンバー（個人番号）が見えないようにマスキング処理のうえ提出してください。
- 詳細については「9 提出書類に係る留意事項」を併せて参照してください。

▼ 提出書類一覧

提出書類		提出範囲				提出部数	
		事業主A		事業主B		紙申請	電子申請
		必須	該当者	必須	該当者		
(1)	支給申請書（様式第2号） （1）～（6） （事業主Bは（6）のみ）	○		○		3部※1	1部
	記載事項補正・補足票（別紙）		○		○	3部※1	1部
	旧就業規則に関する申立書 （補助様式）		○		○	3部※1	1部
	支給要件確認申立書 （共通要領様式第1号）	○				3部※1	1部
	提出代行等に関する証明書（共通要領様式第2号）	○		○		—	1部
(2)	登記事項証明書（写）	○				2部	1部
(3)	他社による継続雇用の制度導入が確認できる就業規則等（写）	○		○		2部	1部
(4)	雇用保険適用事業所設置届事業主控（写）	○		○		2部	1部
(5)	雇用保険の事業所別被保険者台帳等（写）	○				2部	1部
(6)	対象被保険者の出勤簿（写）	○				2部	1部
(7)	対象被保険者の賃金台帳（1年分） （写） （雇用保険加入期間が1年未満又は休職者の場合は提出）		○			2部	1部
(8)	兼務役員の雇用実態証明書（写）		○			2部	1部
(9)	同居親族雇用実態証明書（写）		○			2部	1部
(10)	他社による継続雇用制度に係る事業主AとBの契約書（写）	○				2部	1部
(11)	預金通帳等（写）	○				2部	1部
(12)	高齢者雇用管理に関する措置を確認する資料（写）	○		○		2部	1部
(13)	委任状		○			1部	1部
(14)	提出書類チェックリスト	○					1部

※1の書類を手書きで作成した場合は原本1部と写し2部をご提出ください。

8 提出書類に係る留意事項

(1) 申請様式

3部

申請様式は以下のとおりです。様式の記入例は10ページ以降を参照してください。

様式名	提出範囲
継続様式第2号(1)支給申請書	全ての申請者(事業主A)
継続様式第2号(2)規則	全ての申請者(事業主A)
継続様式第2号(3)対象被保険者	全ての申請者(事業主A)
継続様式第2号(4) 雇用保険適用事業所等一覧表	全ての申請者(事業主A)
継続様式第2号(5) 他社による継続雇用	全ての申請者(事業主A)
継続様式第2号(6) 高年齢者の雇用管理に関する措置	全ての申請者 ※事業主Bも提出が必要です
継続様式第2号(別紙) 記載事項補正・補足票	様式に記載されている事由に該当し、補正等が必要な場合のみ提出 ※事業主Bにおいて補正等が必要な場合は事業主Bについても提出が必要です
旧就業規則に関する申立書(補助様式)	改正後就業規則施行前日において労働者の数が常態として10人未満の事業場において、下記(3)の改正前の就業規則を労働基準監督署等に届け出していない場合は提出 ※事業主A、Bともに該当する場合は提出が必要です
支給要件確認申立書(65歳超雇用推進助成金) (共通要領様式第1号)	全ての申請者(事業主A)
提出代行等に関する証明書(65歳超雇用推進助成金) (共通要領様式第2号)	電子申請者

(2) 登記事項証明書(写)

2部

事業主Aに関する登記事項証明書(履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書)(写)(支給申請日前日から起算して3か月前の日から支給申請日までの間に発行されたもの)を提出してください。

法人格がない団体の場合は事業内容を示す定款または組織の実態が分かる書類(原本と相違がないことを証する記載のあるもの)を提出してください。

個人事業主の場合は所得税申告書(写)又は税務署あての開業届(写)を提出してください。

(※)登記情報提供サービス(インターネット上で法人の登記情報を確認できるサービス)から登記情報を印刷したものは、証明文や公印等が付加されないことから有効な証明書として認めておりませんのでご注意ください。

(3) 他社による継続雇用の制度導入が確認できる就業規則等 (写)

2部

事業主Aと事業主Bのそれぞれ、改正前の就業規則等と以下の内容が確認できる改正後の就業規則等を提出してください。労働基準監督署等への届出や複数の事業場がある場合の提出範囲等の取扱いについては支給申請の手引き48ページ③を参照してください。

事業主	規定内容
事業主A	・ 65歳以上の高年齢者に関し他社による継続雇用がある旨が規定されていることが確認できるもの
事業主B	・ 他の事業主に雇用されていた65歳以上の高年齢者を継続雇用する制度が確認できるもの ・ 事業主Bにおける継続雇用年齢の引上げが確認できるもの

(4) 雇用保険適用事業所設置届事業主控 (写)

2部

事業主Aと事業主Bのそれぞれ、最新のものを提出してください(雇用保険事業主事業所各種変更届事業主控(写)でも可)。複数の雇用保険適用事業所を有する場合は、すべての適用事業所について提出してください。

(5) 雇用保険の事業所別被保険者台帳等 (写)

2部

事業主Aに関する事業所別被保険者台帳(写)または対象被保険者一人分の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写)事業主通知用を提出してください。

(6) 対象被保険者の出勤簿 (写)

2部

事業主Aに関する対象被保険者一人分について、支給申請日前日から起算して1か月分の出勤簿を提出してください。

(7) 対象被保険者の賃金台帳 (写)

該当者のみ

2部

(6)に関連して、以下に該当する場合は、在籍確認のため、対象期間の賃金台帳(写)又は給与明細を提出してください。

対象被保険者の状況	提出期間
雇用保険資格取得日が支給申請日の前日から起算して1年未満の日である場合	支給申請日前日から起算して1年前の日から雇用保険資格取得日までの期間
退職者	直近の支払い1か月分

(8) 兼務役員の雇用実態証明書 (写)

該当者のみ

2部

事業主Aに関する対象被保険者が役員である場合は、公共職業安定所に提出された兼務役員雇用実態証明書の写し等、支給申請日前日までに兼務役員に関する雇用保険の手続きがなされたことが確認できる書類を提出してください。

(9) 同居親族雇用実態証明書 (写)

該当者のみ

2部

事業主Aが個人事業主で、かつ、対象被保険者が事業主Aと同居している場合は、公共職業安定所に提出された同居親族雇用実態証明書の写し等、支給申請日前日までに同居親族に関する雇用保険の手続きがなされたことが確認できる書類を提出してください。

(10) 他社による継続雇用制度に係る事業主AとBの契約書 (写)

2部

上記「5 制度導入にあたっての留意点」(1)の内容が確認できる契約書を提出してください。

(11) 預金通帳等 (写)

2部

事業主Aに関する事業所名義の振込口座（主に事業の用に供する口座）が確認できるものを提出してください。

(12) 高齢者雇用管理に関する措置を確認する資料 (写)

2部

事業主Aと事業主Bのそれぞれ、継続様式第2号(6)に記載した措置内容が確認できる資料（手引き26ページを参照）を提出してください。

(13) 委任状 (原本)

該当者のみ

1部

事業主Aが代理人を選任し申請を行わせる場合は、委任状を提出してください（代理人については、手引き41ページを参照）。

(14) 提出書類チェックリスト

1部

事業主Aは、上記(1)から(13)の内容に準じてA4用紙で番号順に揃え、提出書類チェックリストの提出書類欄に必要事項を記入し、事業主欄にレ点でチェックを入れた上で提出してください。

上記のほか、記載事項を確認するため、必要に応じて書類の提出をまたは提示を求めることがあります。

9 申請書の記入例

継続様式第2号（5）他社による継続雇用制度の導入

以下のとおり定義します。

申請事業主＝事業主A 申請事業主の高年齢者を引き続き雇用する他社＝事業主B

※氏名については旧氏で記載することができます。

1 事業主Bの情報

①事業主名	株式会社〇〇商会					受け入れ先の事業主Bの情報を記入してください	
②代表者氏名	雇用 次郎						
③代表者職名	代表取締役						
④主たる事業所の所在地	東京都中央区銀座*-*-*						
⑤雇用保険適用事業所番号	1301-234567-8						
⑥高年齢者雇用等推進者の選任	氏名	雇用	花子	役職	総務課長	配置日	令和8年4月30日

事業主Bにおける高年齢者雇用等推進者の情報を記入してください

※本パンフレットに掲載されている様式以外の記入例については支給申請の手引き〇ページ以降を参照してください。

65歳超雇用推進助成金(65歳超継続雇用促進コース)
提出書類チェックリスト(他社による継続雇用制度)

事業主名: 株式会社 若葉	就業規則等の改正日: 令和 8年 6月 1日 ※申請期限: 改正日の属する月の翌月から起算して4か月以内
---------------	---

※ 支給申請に当たっては、下記の内容に準じてA4用紙で番号順に揃えた上で、本チェックリストの提出書類欄に必要事項を記入し、右端の事業主欄にシ点でチェックを入れてください。(網掛け部分は該当する場合にチェック)

※かつこの部数は電子申請の場合に必要な部数です。

【紙申請】①④⑥については手書きの場合、原本1部、写し2部、合計3部を提出してください。

また、①～⑥の順に揃えた上で提出してください。

【電子申請】以下①の第2号(5)(6)、別紙「記載事項補正・補足票」及び、②～⑥の原本を本チェックリストと併せて1部ずつPDF化してe-Gov申請書に添付してください。また、添付した書類の原本は、事業主において保管してください。

提出書類		事業主	機構
① 支給申請書(様式第2号) ※(6)、別紙については他社についても提出要(6)は必須、別紙は該当する場合のみ)	3部 (1部)	<input checked="" type="checkbox"/> 継続様式第2号(1)支給申請書 <input checked="" type="checkbox"/> 継続様式第2号(2)規則 <input checked="" type="checkbox"/> 継続様式第2号(3)対象被保険者 <input checked="" type="checkbox"/> 継続様式第2号(4)雇用保険適用事業所等一覧表 <input checked="" type="checkbox"/> 継続様式第2号(5)他社による継続雇用の導入 <input checked="" type="checkbox"/> 継続様式第2号(6)高齢者の雇用管理に関する措置 <input checked="" type="checkbox"/> 継続様式第2号 別紙 記載事項補正・補足票	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
② 登記事項証明書等(写) ※登記情報提供サービスから印刷したもの不可	2部 (1部)	<input checked="" type="checkbox"/> 登記事項証明書(写)(支給申請日前日から起算して3か月前の日から支給申請日までの間に発行されたもの) 法人格がない団体の場合は定款など組織の実態が分かる書類 個人事業主の場合は所得税申告書(写)又は税務署あての開業届(写)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
③ 改正前後の労働協約又は就業規則等(写) ※本則以外に賃金規程、再雇用規程、パート規程等の付属する規程も含む ※原則として全文が確認できる就業規則(新旧対照表がある場合は新旧対照表も含む)	2部 (1部)	<input checked="" type="checkbox"/> 改正前の労働協約又は就業規則 <input checked="" type="checkbox"/> 改正後の労働協約又は就業規則 (支給申請日の前日までにすべての事業場分を労働基準監督署等に届出していること) <input type="checkbox"/> 就業規則変更届(改正前後) <input type="checkbox"/> 意見書(改正前後) <input type="checkbox"/> 付属規程(賃金規程、再雇用規程等)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
労働協約又は就業規則(写)	2部 (1部)	<input type="checkbox"/> 対象被保険者が定年時に適用されていた就業規則が上記③に含まれない場合	<input type="checkbox"/>
④ 旧就業規則に関する申立書(補助様式)	3部 (1部)	<input type="checkbox"/> 改正後就業規則施行日前日において労働者の数が常態として10人未満の事業場で改正前就業規則を労働基準監督署等に届け出していない場合に提出	<input type="checkbox"/>
⑤ 雇用保険適用事業所設置届事業主控(写)	2部 (1部)	<input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険適用事業所設置届事業主控又は雇用保険事業主事業所各種変更届事業主控のうち 最新のもの(①継続様式第2号(4)のすべての事業所について提出)	<input type="checkbox"/>
⑥ 雇用保険の事業所別被保険者台帳等(写)	2部 (1部)	<input checked="" type="checkbox"/> 事業所別被保険者台帳または対象被保険者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)(名分)	<input type="checkbox"/>

⑦ 対象被保険者の出勤簿(写)	2部 (1部)	出勤簿(支給申請日前日から起算して1か月分)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧ 対象被保険者の賃金台帳(写)	2部 (1部)	雇用保険加入期間が1年未満は支給申請日前日から起算して1年前の日から雇用保険資格取得日までの期間 休職者の場合は直近の1か月分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨ 兼務役員の雇用実態証明書(写)	2部 (1部)	対象被保険者が役員である場合は提出。申請日前日までに証明を受けているものが必要となること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩ 同居親族雇用実態証明書(写)	2部 (1部)	申請事業主が個人事業主で、かつ、対象被保険者が申請事業主と同居している場合は提出。申請日前日までに証明を受けているものが必要となること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪ 他社による継続雇用制度に係る申請事業主と他社の契約書(写)	2部 (1部)	申請事業主の雇用する65歳以上の高齢者で定年後または継続雇用後に引き続き雇用されることを希望する者を他社が引き続いて雇用することを約する契約を締結していること	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑫ 預金通帳等(写)	2部 (1部)	法人事業主の場合は申請事業主名義の振込口座、個人事業主の場合は事業の用に供する口座が確認できるもの(振込不能等の事故防止のため、口座番号のほか、口座名義(カタカナ記載部分)を含んだ通帳等(写)を提出。当座で通帳がない場合は口座名義(カタカナ記載部分)が確認できる書類(写)を提出)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑬ 高齢者雇用管理に関する措置を確認する資料(写) ※他社についても提出	2部 (1部)	継続様式第2号(6)に記載した措置内容が確認できるもの	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑭ 支給要件確認申立書 (共通要領 様式第1号)	3部 (1部)	共通要領 様式第1号(R7.4.1) (宛先は、機構理事長宛てであること。)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑮ 提出代行等に関する証明書 (共通要領 様式第2号)	— (1部)	共通要領 様式第2号(社会保険労務士による電子申請を行う場合提出)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑯ その他記載事項を確認する書類	—	必要に応じて提出を求めたもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑰ 委任状(原本) ※申請事業主と他社で社労士と契約した方の事業主のものを提出	1部 (1部)	代理人による申請を行う場合提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

参考資料

▼ 申請事業主（甲）と他社（乙）の契約書の例

65 歳以上継続雇用制度による就業確保に関する契約書

〇〇株式会社（以下「甲」という。）、△△株式会社（以下「乙」という。）は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）第 10 条の 2 第 3 項に規定する契約として、次のとおり締結する（以下「本契約」という。）。

第 1 条 乙は、甲が高年齢者雇用安定法第 10 条の 2 第 1 項第 2 号に基づきその雇用する高年齢者の 70 歳までの就業を確保するための措置として導入する 65 歳以上継続雇用制度を実施するため、甲の 65 歳以上継続雇用制度の対象となる労働者であってその定年後等（定年後又は甲の導入する継続雇用制度の対象となる年齢の上限に達した後をいう）も雇用されることを希望する者（次条において「継続雇用希望者」という。）を、その定年後等に乙が引き続いて雇用する制度を導入する。

第 2 条 乙は、甲が乙に継続雇用させることとした継続雇用希望者に対し、乙が継続雇用する主体となることが決定した後、当該者の定年後等の雇用に係る労働契約の申込みを遅滞なく行うこととする。

第 3 条 第 1 条の規定に基づき乙が雇用する労働者の労働条件は、乙が就業規則等により定める労働条件による。

以上、本契約の成立の証として本書 2 通を作成し、甲、乙各自 1 通を保有する。

令和〇年△月×日

(甲) 東京都〇〇〇
〇〇株式会社
代表取締役〇〇 〇〇 印

(乙) 東京都〇〇〇
△△株式会社
代表取締役〇〇 〇〇 印

▼ 就業規則等への規定の例

事業主Aの就業規則

(定年)

第〇条 当社の定年は満68歳とし、満68歳に達した日の属する月の末日をもって退職とする。

2 前項の規定にかかわらず、定年後も引き続き雇用されることを希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない労働者については、当該労働者を引き続いて雇用することを約する契約を締結した他の事業主において満75歳までこれを継続雇用する。

(他社での継続雇用)

第〇条 定年後、引き続き就業を希望する者は、希望者全員を当社が契約する他の事業主において継続雇用する。

他社で継続雇用されることが明記されていること

第〇条 前項の他の事業主での雇用の開始は定年退職した日の翌月の初日とする。

第〇条 他の事業主での継続雇用における労働条件については同社の定めるところによる。

事業主Bの就業規則

(定年)

第〇条 社員は満70歳に達した日の属する月の末日をもって定年退職とする。定年後、引き続き雇用を希望する者は、希望者全員を定年退職日の翌日から75歳に達した日の属する月末まで継続雇用する。

他社からの継続雇用が規定されていること

(他社からの継続雇用)

第〇条 会社は、他の事業主が雇用する65歳以上の高年齢者が定年後または継続雇用年齢の上限に達した後に当該労働者を引き続き雇用することができるものとする。

第〇条 前条に係る継続雇用年齢の上限は75歳に達した日の属する月末までとし、継続雇用者の労働条件については労使で協議の上決定する。

お問い合わせ先

65歳超雇用推進助成金に関するご相談・申請等は、下記の都道府県支部の高齢・障害者業務課（東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課）へお問い合わせください。

- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ <http://www.jeed.go.jp/>
- 申請様式、支給申請の手引きはこちら <http://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/>

支部名	住所	電話番号	FAX
北海道	〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1-4-1 北海道職業能力開発促進センター内	011-622-3351	011-622-3354
青森	〒030-0822 青森市中央3-20-2 青森職業能力開発促進センター内	017-721-2125	017-721-2127
岩手	〒020-0024 盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル3階	019-654-2081	019-654-2082
宮城	〒985-8550 多賀城市明月2-2-1 宮城職業能力開発促進センター内	022-361-6288	022-361-6291
秋田	〒010-0101 潟上市天王字上北野4-143 秋田職業能力開発促進センター内	018-872-1801	018-873-8090
山形	〒990-2161 山形市大字漆山1954 山形職業能力開発促進センター内	023-674-9567	023-687-5733
福島	〒960-8054 福島市三河北町7-14 福島職業能力開発促進センター内	024-526-1510	024-526-1513
茨城	〒310-0803 水戸市城南1-4-7 第5プリンスビル5階	029-300-1215	029-300-1217
栃木	〒320-0072 宇都宮市若草1-4-23 栃木職業能力開発促進センター内	028-650-6226	028-623-0015
群馬	〒379-2154 前橋市天川大島町130-1 ハローワーク前橋3階	027-287-1511	027-287-1512
埼玉	〒336-0931 さいたま市緑区原山2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内	048-813-1112	048-813-1114
千葉	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3 ハローワーク千葉5階	043-204-2901	043-204-2904
東京	〒130-0022 墨田区江東橋2-19-12 ハローワーク墨田5階	03-5638-2284	03-5638-2282
神奈川	〒241-0824 横浜市旭区南希望が丘78 関東職業能力開発促進センター内	045-360-6010	045-360-6011
新潟	〒951-8061 新潟市中央区西堀通6-866 NEXT21ビル12階	025-226-6011	025-226-6013
富山	〒933-0982 高岡市八ヶ55 富山職業能力開発促進センター内	0766-26-1881	0766-26-8022
石川	〒920-0352 金沢市観音堂町へ1 石川職業能力開発促進センター内	076-267-6001	076-267-6084
福井	〒915-0853 越前市行松町25-10 福井職業能力開発促進センター内	0778-23-1021	0778-23-1055
山梨	〒400-0854 甲府市中小河原町403-1 山梨職業能力開発促進センター内	055-242-3723	055-242-3721
長野	〒381-0043 長野市吉田4-25-12 長野職業能力開発促進センター内	026-258-6001	026-243-2077
岐阜	〒500-8842 岐阜市金町5-25 G-front II 7階	058-265-5823	058-266-5329
静岡	〒422-8033 静岡市駿河区登呂3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内	054-280-3622	054-280-3623
愛知	〒460-0003 名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見4階	052-218-3385	052-218-3389
三重	〒514-0002 津市島崎町327-1 ハローワーク津2階	059-213-9255	059-213-9270
滋賀	〒520-0856 大津市光が丘町3-13 滋賀職業能力開発促進センター内	077-537-1214	077-537-1215
京都	〒617-0843 長岡京市友岡1-2-1 京都職業能力開発促進センター内	075-951-7481	075-951-7483
大阪	〒566-0022 摂津市三島1-2-1 関西職業能力開発促進センター内	06-7664-0722	06-7664-0364
兵庫	〒661-0045 尼崎市武庫豊町3-1-50 兵庫職業能力開発促進センター内	06-6431-8201	06-6431-8220
奈良	〒634-0033 橿原市城殿町433 奈良職業能力開発促進センター内	0744-22-5232	0744-22-5234
和歌山	〒640-8483 和歌山市園部1276 和歌山職業能力開発促進センター内	073-462-6900	073-462-6810
鳥取	〒689-1112 鳥取市若葉台南7-1-11 鳥取職業能力開発促進センター内	0857-52-8803	0857-52-8785
島根	〒690-0001 松江市東朝日町267 島根職業能力開発促進センター内	0852-60-1677	0852-60-1678
岡山	〒700-0951 岡山市北区田中580 岡山職業能力開発促進センター内	086-241-0166	086-241-0178
広島	〒730-0825 広島市中区光南5-2-65 広島職業能力開発促進センター内	082-545-7150	082-545-7152
山口	〒753-0861 山口市矢原1284-1 山口職業能力開発促進センター内	083-995-2050	083-995-2051
徳島	〒770-0823 徳島市出来島本町1-5 ハローワーク徳島5階	088-611-2388	088-611-2390
香川	〒761-8063 高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業能力開発促進センター内	087-814-3791	087-814-3792
愛媛	〒791-8044 松山市西垣生町2184 愛媛職業能力開発促進センター内	089-905-6780	089-905-6781
高知	〒781-8010 高知市棧橋通4-15-68 高知職業能力開発促進センター内	088-837-1160	088-837-1163
福岡	〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階	092-718-1310	092-718-1314
佐賀	〒849-0911 佐賀市兵庫町大字若宮1042-2 佐賀職業能力開発促進センター内	0952-37-9117	0952-37-9118
長崎	〒854-0062 諫早市小船越町1113 長崎職業能力開発促進センター内	0957-35-4721	0957-35-4723
熊本	〒861-1102 合志市須屋2505-3 熊本職業能力開発促進センター内	096-249-1888	096-249-1889
大分	〒870-0131 大分市皆春1483-1 大分職業能力開発促進センター内	097-522-7255	097-522-7256
宮崎	〒880-0916 宮崎市大字恒久4241 宮崎職業能力開発促進センター内	0985-51-1556	0985-51-1557
鹿児島	〒890-0068 鹿児島市東郡元町14-3 鹿児島職業能力開発促進センター内	099-813-0132	099-250-5152
沖縄	〒900-0006 那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301	098-941-3302